

ニュージーランドの有害デジタル通信法 —オンライン上の有害なコンテンツに関する包括的規制—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I 有害デジタル通信の規制

- 1 有害デジタル通信とは
- 2 有害デジタル通信規制の概要
- 3 有害デジタル通信に対する一連の手順

II 立法時の議論

- 1 表現の自由及び報道の公益性に関する問題
- 2 その他の問題

おわりに

翻訳：2015年有害デジタル通信法（抄）

はじめに

ニュージーランドでは、2011年から2013年にかけて「ローストバスターズ」という若い男性のグループが、未成年者に飲酒させ、性的暴行を行っているような画像をソーシャル・メディアに投稿する事件が発生した。しかし、この件に対する警察の動きは鈍く、被害を受けたと主張した未成年者に対する警察の不適切な対応や、「ローストバスターズ」の性的暴行等を、刑事事件として立件できなかったこと等が大きな社会問題となった。そして、このような投稿がインターネット上に行われることも問題であり、取締りのために、何らかの立法措置を講じるべきであるという機運が政府及び議会で高まり、2015年有害デジタル通信法⁽¹⁾(2015年公法律第63号、同年7月2日裁可)が2015年6月30日にニュージーランド議会を通過した。この法律は、オンライン上で他者に何らかの危害を加える行為を幅広く、「有害デジタル通信」として法規制の対象とするものである。

本稿では、この2015年有害デジタル通信法の概要を紹介し、併せて同法第1編の全文を訳出する（第2編「デジタル通信の使用に関する他の法律の改正」については、翻訳を省略した）。

I 有害デジタル通信の規制

1 有害デジタル通信とは

2015年有害デジタル通信法で規制される「有害デジタル通信」とは、「深刻な精神的苦痛（serious emotional distress）」を与えるあらゆる形式（電子メール、テキストメッセージ、

(1) Harmful Digital Communications Act 2015 (2015 No 63) New Zealand Legislation Website <<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2015/0063/latest/whole.html>> 以下、インターネット情報は2016年2月29日現在である。

文章、写真、絵、録音・録画等を含む。)の電子的な通信と定義されており(第1編第4条。以下、条文の引用は、全て第1編からである。)、非常に広範囲にわたる。例えば、オンライン上でのどろどろ喝、嫌がらせ、脅し、攻撃的なメッセージの送付・公開、何らかの損害や名誉毀損等を他者に引き起こすような噂の流布、オンライン上での「煽り」行為、自殺を扇動し、教唆する行為、被写体を様々に侵害する内容の図画の公開(例えば、リベンジポルノ行為のようなもの)等を含むとされている⁽²⁾。

2015年有害デジタル通信法においては、有害デジタル通信の作成者等は、民事責任を負う可能性があると同時に、その悪質度が著しく高い場合には刑事罰の対象とされる。あるデジタル通信について、有害デジタル通信としての民事又は刑事責任の有無を判断する際、裁判所は、①被害者の年齢、②問題となるデジタル通信の置かれている文脈、③(内容の虚実を問わず)当該デジタル通信の流布の規模を考慮に入れなければならない。

なお、隣国オーストラリアでは、2015年児童オンライン安全強化法⁽³⁾の審議に際し、同時期にニュージーランドで審議中であった、今回の有害デジタル通信法案を参照していた。しかし、オーストラリアでは、特に対応すべき問題は「児童」による「ネットいじめ」であるとし、法律の規制対象を、「標的が児童である場合の深刻な脅迫・嫌がらせ・侮辱等を内容とするインターネット上の書込み」に限定した内容の法律を制定した(同法では、「児童」は未成年者を指している。)⁽⁴⁾。

2 有害デジタル通信規制の概要

2015年有害デジタル通信法は、有害デジタル通信につき、流布を阻止し、そのような通信による被害を迅速に是正し、その拡大を防止することを目的としている(第3条)。

この目的を実現するために、同法では、①有害デジタル通信に対する苦情に、速やかに、かつ効果的に対応し、それを取り除くための仕組みの新設、②深刻な被害を及ぼす有害デジタル通信に関する刑事罰の新設、③被害者を自殺するように仕向け、(被害者が自殺を試みたか否かにかかわらず)それを助長する行為を犯罪とする刑法改正(従前は、自殺を実際に幫助することまでが犯罪とされていた。)、④有害デジタル通信についての苦情に対応する国の機関(法律上は「承認機関」と呼ばれる。)の新設、⑤有害デジタル通信の削除及びその内容について謝罪・訂正を命じる裁判所命令並びに裁判所命令を遵守しない場合の刑事罰の新設を規定した。

①にいう仕組みの中心となるのは、オンライン・コンテンツ・ホスト(ユーザが、デジタル通信を投稿し、そのような投稿に、他者がアクセスできるウェブサイト、オンラインアプリケーション等を管理する者⁽⁵⁾(第4条))に対し、当該ホストが提供するサービス上にある有害デジタル通信への苦情に対応させることである(第23条～第25条。詳細は、「3

(2) Ministry of Justice, "Frequently asked questions." <<http://www.justice.govt.nz/policy/criminal-justice/harmful-digital-communications/faqs>>

(3) Enhancing Online Safety for Children Act 2015 (No.24, 2015) Australian Government Federal Register of Legislation Website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2015A00024>> なお、この法律に関する解説と全訳については、井樋三枝子「オーストラリアのネットいじめ対策—児童ネット安全コミッションの設置—」『外国の立法』No.266, 2015.12, pp.140-183. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578212_po_02660008.pdf?contentNo=1> を参照。

(4) House of Representatives, *Enhancing Online Safety for Children Bill 2014, Enhancing Online Safety for Children (Consequential Amendments) Bill 2014: Explanatory Memorandum*, p.37. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5387_ems_d2990172-46c7-4b35-9eff-364175a7fbef/upload_pdf/399598.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(5) 例えば、ソーシャル・メディア、インターネットサービスプロバイダ、通信会社等。

有害デジタル通信に対する一連の手順」において後述。)

②にいう「深刻な被害を及ぼす有害デジタル通信」としては、性的な状況にあるような被写体を記録した図画の流布や公開等の場合等が想定される⁽⁶⁾。あるデジタル通信を犯罪とするか否かの判断において、裁判所は、(イ) 当該デジタル通信によって害を引き起こす意図の存在(故意)、(ロ) 当該デジタル通信により、対象者が被害者となることが合理的に予測されること(妥当性)、(ハ) 実際の被害の発生(有害性)につき、考慮しなければならない(第22条)。

③は、新たな犯罪類型を刑法上に定める改正である⁽⁷⁾。

④及び⑤は、行政評議会⁽⁸⁾の命令によりニュージーランド総督が定める日か、この法律の裁可の日から2年後の、いずれか早い日から施行される(第2条)。

④の承認機関は、法務大臣の勧告を受け、ニュージーランド総督が指名する(第7条)。承認機関の主な役割は、(イ) デジタル通信に関して申し立てられた苦情の受理・審査・調査、(ロ) オンライン・コンテンツ・ホストの対応及び承認機関の対応により解決されない有害デジタル通信の問題については、地方裁判所に対し、裁判所命令を求める申請等が可能である旨の被害者への助言、(ハ) 関係機関との連携、(ニ) オンライン上の安全や規律に関する政策に対する助言、有害デジタル通信の被害にあった場合の対応策・解決策に関する一般公衆への周知等である(第8条)。

⑤の裁判所命令とは、被告となる有害デジタル通信の作成者又はオンライン・コンテンツ・ホストに対し、次の(イ)から(ホ)を命じるものである。(イ) 有害デジタル通信の削除・無効化(一般にアクセス不能とすること)、(ロ) 有害デジタル通信の投稿及び他者による当該有害デジタル通信の拡散・送信の助長を停止すること、(ハ) 有害デジタル通信の内容に関する訂正、(ニ) 有害デジタル通信の内容に対する被害者からの反論を認める権利の付与、(ホ) 有害デジタル通信の内容に関する謝罪。また、有害デジタル通信を掲載したオンライン・コンテンツ・ホストは、(イ)、(ハ)、(ニ)を命じられる以外に、匿名(ハンドルネームを含む。)の有害デジタル通信の作成者の身元を、裁判所に開示するよう命じられる(第19条)。

裁判所命令の発令の際、裁判所は、今回の法律で規定された「通信の原則」(第6条)⁽⁹⁾に違反するか否かを審査しなければならない(第19条)。

(6) Ministry of Justice, *op.cit.*(2)

(7) 2015年有害デジタル通信法 第2編デジタル通信の使用に関する他の法律の改正 第1部 1961年刑法 第30条「第179条の改正(自殺幫助及び教唆)」において、1961年刑法第179条に第(2)項及び第(3)項が追加された。改正後の1961年刑法第179条(自殺幫助及び教唆)の第(2)項及び第(3)項の条文は、次のとおりである。

(2) 他の者が自殺を行うよう煽り、助言し、又は勧める者は、当該行為の結果として自殺が行われ、又は試みられることがない場合であっても、罪となる。

(3) 第(2)項の罪を犯した者は、最高3年間の拘禁刑に処せられる。

(8) 行政評議会(Executive Council)は、国王の開封勅許状に基づいて設置され、総督が主宰する執行機関である。行政評議会の構成は、事実上、内閣と同一だが、行政評議会のメンバーではない閣内大臣も存在する。矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館, 2003, p.150. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030207.pdf?contentNo=7&alternativeNo=>

(9) 「通信の原則」とは、デジタル通信が、①慎重に扱うべき個人についての私的な事項を開示してはならない、②脅迫的、どう喝的又は威嚇的なものであってはならない、③影響を受ける個人の立場にある通常人に対し、著しく攻撃的であってはならない、④淫ら又はわいせつであってはならない、⑤個人に対する嫌がらせのために用いられてはならない、⑥虚偽の主張を行ってはならない、⑦信頼に背いて公表された事項を含んではならない、⑧個人への害を引き起こす目的で、当該個人に対しメッセージを送信するよう他者を教唆又は助長してはならない、⑨個人が自殺を図ることを教唆又は助長してはならない、⑩肌の色、人種、民族若しくは出身、信仰、性別、性的指向又は障害を理由に個人を中傷してはならないことを、10項目の原則で示したものである。

ただし、被害者は裁判所命令を求める前に、承認機関に対し、苦情を申し立てていなければならない（第12条）。

裁判所命令の申請は、被害者自身のほか、児童・生徒である被害者のために親、保護者、学校の校長等が行うことができる（第11条）⁽¹⁰⁾。

裁判所命令を遵守しない場合は、罰金（個人：最高5千ドル、企業：最高2万ドル）又は刑事罰（最長6か月間の拘禁刑）が科せられる（第21条）。

3 有害デジタル通信に対する一連の手順

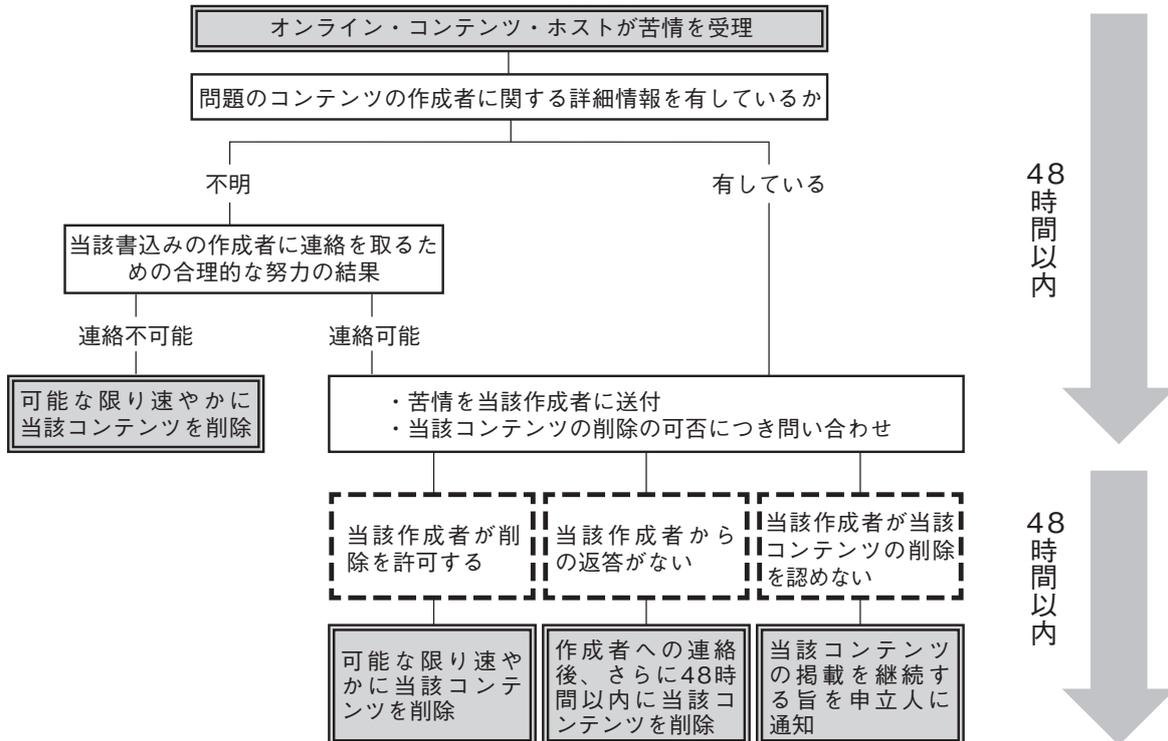
(1) オンライン・コンテンツ・ホストの場合

この法律で定める有害デジタル通信の被害者が迅速な救済を得るための手続において、最初に行われ、最も重要な部分が、オンライン・コンテンツ・ホストの対応である。

第23条から第25条までに規定される「免責規定」は、投稿される有害デジタル通信が引き起こしうる問題から、オンライン・コンテンツ・ホストが免責される（他者が作成した有害デジタル通信の罪を被ることを回避する）ために行うべき、有害デジタル通信に関する苦情への対応手続を定めている。これはオンライン・コンテンツ・ホストが主体的に問題に対応することを期待したものである。

免責規定で定められる苦情受付とその処理の流れは、図1「オンライン・コンテンツ・ホストへの苦情申立てと処理の流れ（免責規定）」に示すとおりである。

図1 オンライン・コンテンツ・ホストへの苦情申立てと処理の流れ（免責規定）



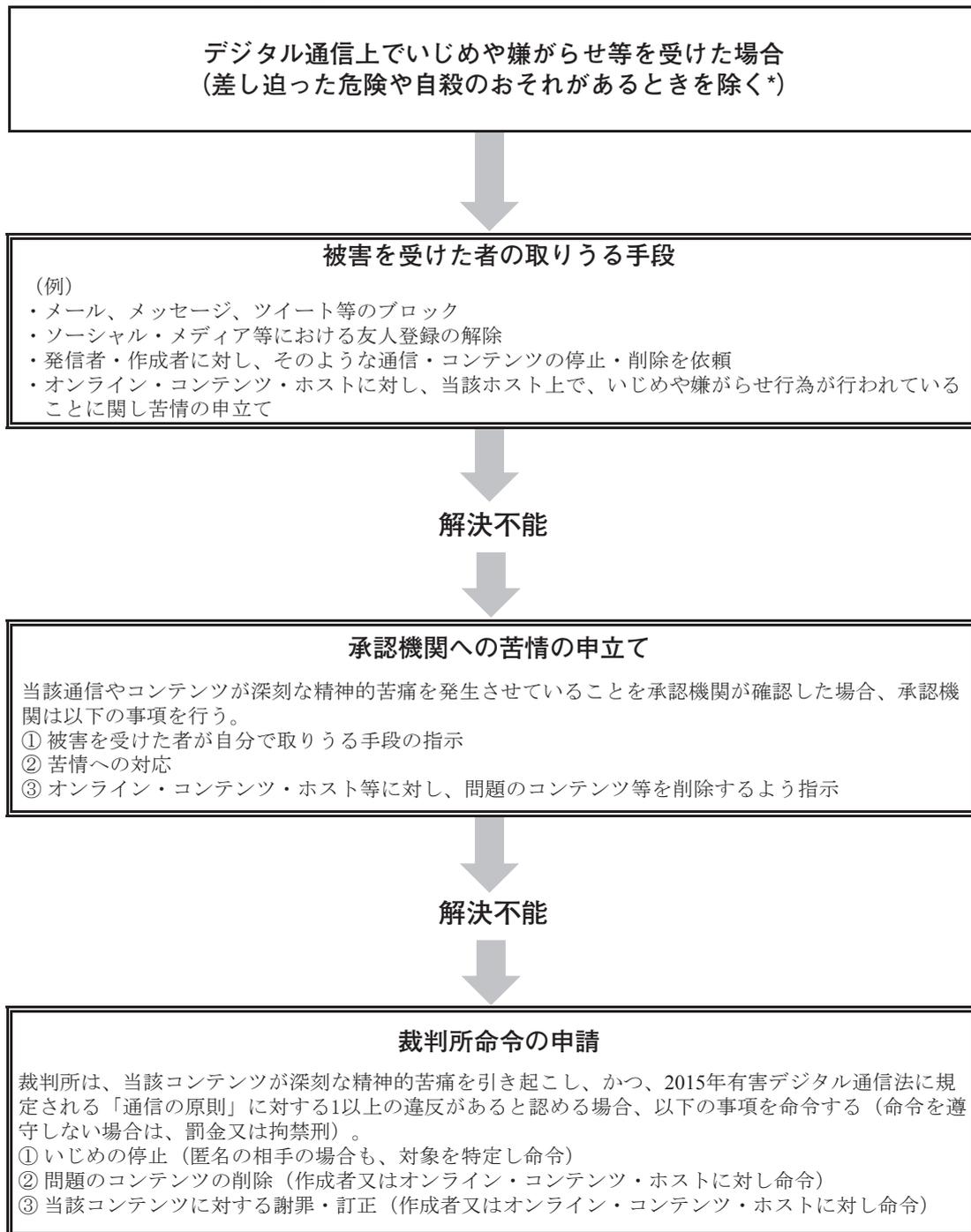
（出典）Ministry of Justice, “Safe harbour provisions.” <<http://www.justice.govt.nz/policy/criminal-justice/harmful-digital-communications/safe-harbour-complaints-process>> を基に、筆者作成。

(10) 2006年検視官法の規定により公開が禁止されている自殺に関連した有害デジタル通信に関しては、検視官長（chief coroner）も裁判所命令を申請することができる（第11条）。この場合には、承認機関に一度、苦情を申し立てる必要はない。検視（又は検死）官は、変死者等の検死を行い、死因等の事実を究明する趣旨で、陪審による検死審問を行う。

(2) 有害デジタル通信の被害者の場合

ある者が、デジタル通信により害を受け、迅速な救済を必要とする場合は、図2「有害デジタル通信に対する救済を求める手続」で示した手続を踏むこととなる。被害者は、まず、(1)の手順に沿って解決を図るが、それで救済を受けられない場合、承認機関へ苦情を申し立てる。さらに、そこでも問題が解決しないときは、裁判所に対し、裁判所命令の発令を求めることができる。

図2 有害デジタル通信に対する救済を求める手続



*差し迫った危険等がある場合は、警察等に連絡する。

(出典) Ministry of Justice, “Safe harbour provisions.” <<http://www.justice.govt.nz/policy/criminal-justice/harmful-digital-communications/safe-harbour-complaints-process>> を基に、筆者作成。

II 立法時の議論

1 表現の自由及び報道の公益性に関する問題

2015年有害デジタル通信法は、ACT ニュージーランド党（議員1名、なお「ACT」は、正式名称だが、「Association of Consumers and Taxpayers」の略である。）以外の全ての党の支持を得て成立した⁽¹¹⁾。しかし、この法律に対する批判や懸念は、審議中のみならず、成立後にも散見されている。中でも、指摘が多かったのは、表現の自由、報道の自由の侵害や自由な意見表明に対する萎縮効果のおそれであり、これらの議論の中では、同法第6条で規定される「通信の原則」が、問題であるとして、度々取り上げられた。

「通信の原則」は、承認機関が苦情の対応・調査を行う際及び裁判所が裁判所命令を発令する際、参照が義務付けられるものであるが、そのような根拠として用いるには、規定が曖昧であると批判されていた⁽¹²⁾。また、これらは、インターネット上の言論に対してのみ適用されるため、インターネット上での議論の方が、それ以外の場における議論よりも厳しい制限を受けるおそれがあり、言論の自由に対する二重規範の適用であるとの主張もなされていた⁽¹³⁾。

新聞、雑誌、テレビ等のメディアからは、自分たちを法律の適用対象外とすべきとの主張がされた。これまで、紙媒体やテレビ・ラジオ等の言論活動については、既に1989年放送法等に基づき設立された新聞評議会、放送規格協会等が、記事や放送に対する読者や視聴者からの苦情に対応しており、2015年有害デジタル通信法により新たに設置される承認機関による苦情受付制度にも従うことについては、必要性に疑問を呈していた。さらに、メディアによる報道が、高い公益性を有することに鑑みれば、この法律による規制を受けることは不適切であるということを経由として挙げていた⁽¹⁴⁾。

これらの意見や懸念に対し、エイミー・アダムズ（Amy Adams）法務大臣は、今回の立法について、国民の理解を得るため、次の①及び②のような説明を行った⁽¹⁵⁾。①1990年ニュージーランド権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990 (1990 No 109)）で規定される言論の自由は、公益との比較において制限される可能性がある。2015年有害デジタル

(11) ニュージーランド議会は一院制で、2016年2月現在、議員定数は121名である。

(12) “Harmful Digital Communications Bill Passes,” *Parliament Today*, 30 June 2015. <<http://parliamenttoday.co.nz/2015/06/harmful-digital-communications-bill-passes/>>; David Seymour, “Free Thoughts Harmful Digital Legislation,” 26 June 2015. ACT Website <<http://www.act.org.nz/posts/free-thoughts-harmful-digital-legislation>>

(13) Danny O’Brien, “New Zealand’s Harmful Digital Communications Act: Harmful to Everyone Except On-line Harassers.” 8 July 2015. Election Frontier Foundation Website <<https://www.eff.org/ja/deeplinks/2015/07/nz-digital-communications-act-considered-very-harmful/>>; Seymour, *ibid.*; Microsoft New Zealand, *Harmful Digital Communications Bill*, 13 March 2014, pp.3-4. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A382382/86c56362d732b250a61520e228769b37e3a46878>; “Executive Summary,” Google New Zealand, *Submission of Google on the Harmful Digital Communications Bill*, 21 February 2014. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A380357/9b9b85b5490c4d2f0c22ce84aa190749e9956b1b>; Facebook, *Re: Harmful Digital Communications Bill, 2013, No. 168-1*, 5 March 2014, pp.10-12. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A382285/61f97d14dd2d58bb108e353f1e25d10c1dae063e>

(14) New Zealand Press Council, “Existing Complaints Processes,” *Submission to the Justice and Electoral Committee from The New Zealand Press Council on the Harmful Digital Communications Bill*, 6 March 2014. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A380326/410cc134b7ebc1eee6ab4a506c2b4a6b8beef75>; Media Freedom Committee, *Submission of the NZ Media Freedom Committee on the Harmful Digital Communications Bill*, 19 February 2014, pp.1-3. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A380261/c5e4bc8efec2272393f15146984b791ca7293cad>

(15) Amy Adams, “Digital Communications Bill will safeguard free speech, not curtail it,” *Stuff.co.nz*, 2 July 2015. <<http://www.stuff.co.nz/the-press/opinion/69873428/Digital-Communications-Bill-will-safeguard-free-speech-not-curtail-it>>

通信法は、そのバランスを適切に判断することを目的としており、言論や報道の抑圧は目的ではない。②裁判所が裁判所命令を発令する際には、「通信の原則」に対する違反以外にも、当該デジタル通信の公益性の有無、当該デジタル通信により発生したとされる害に関する申立ての真否等を考慮に入れることができるため、シャルリー・エブドのような風刺画⁽¹⁶⁾が命令の対象となることは、ほぼ起こりえない。

また、新聞、雑誌、テレビ等のメディアを2015年有害デジタル通信法の対象外としなかったことについて、同法務大臣は、現在では、これらの媒体もオンライン上で記事や番組を掲載しており、そこには、コメント欄やメッセージ欄が存在しているため、一般的なソーシャル・メディア上のものと同様の問題が発生しうることを理由として挙げた。

2 その他の問題

2015年有害デジタル通信法の審議においては、Facebook、Google New Zealand、Yahoo! New Zealand、Microsoft等のオンライン・コンテンツ・ホストに該当する企業、事務弁護士協会、人権団体等が、この法案を所管するニュージーランド議会司法・選挙委員会に対し、様々な意見を提出していた。その中で指摘されていた問題点について、以下に概要を紹介する。

(1) オンライン・コンテンツ・ホストの免責規定

当初の法案は、有害デジタル通信に関するオンライン・コンテンツ・ホストの免責規定において、免責のための条件が厳しく、オンライン・コンテンツ・ホストが、問題とされる有害デジタル通信（法律上は「特定コンテンツ」という用語で定義されている。）の削除を、むやみに急ぐおそれがあると指摘されていた⁽¹⁷⁾。

これについては委員会審議を経て修正が提案され、特定コンテンツの作成者に対し、削除につき許否の意思表示を求めなければならないこと、拒否の意思表示がされた場合には、オンライン・コンテンツ・ホストは、当該特定コンテンツの削除を行えないこと等につき、新たに規定を追加した。

また、情報の拡散が非常に短期間で行われるというインターネットの特質に鑑み、苦情の処理については、可能な限り速やかに行う必要性も指摘されていたことから、委員会は、手続に時間制限を課す修正も提案し、まず、苦情の申立てからオンライン・コンテンツ・ホストによる特定コンテンツの削除は、最長でも96時間以内に行うこととし、苦情の対象となったデジタル通信の作成者に対するコンテンツ削除又は無効化に関する許否の意思表示については、通知後48時間以内に行うこととした⁽¹⁸⁾。この際、作成者が削除に反対の意思を表明すれば、オンライン・コンテンツ・ホストは、前述のとおり、当該コンテンツを削除できないが、そのことに関する責任からは免除される⁽¹⁹⁾。

(16) 2015年1月7日に、フランスの風刺週刊誌「シャルリー・エブド (Charlie Hebdo)」本社が襲撃された事件において、犯人が襲撃の理由とした風刺画を指す。

(17) Auckland District Law Society, "Clause 20 Safe Harbour," *Submission by Auckland District Law Society Inc, Technology & Law Committee*, 19 February 2014. <http://www.parliament.nz/resource/mi-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A380290/5116da2eadc81fce82bb0c1e1d20d68e8c8cff69>

(18) ただし、この時間制限よりも迅速な対応を行う利用規約を有するオンライン・コンテンツ・ホストは、免責規定で定められる手続ではなく、自社の利用規約に従った対応を行うことができる（第23条第(2)項）。

(19) Justice and Electoral Committee, *Harmful Digital Communications Bill* 27 May 2014, pp.1-6. <http://www.parliament.nz/en-nz/pb/sc/documents/reports/50DBSCH_SCR6221_1/harmful-digital-communications-bill-168-2>

なお、このような修正が施されはしたものの、インターネットの世界において48時間や96時間という時間は、対応としてかなり遅いという意見も、未だ存在している⁽²⁰⁾。

(2) 苦情、裁判所命令等の申立ての濫用

有害デジタル通信に関するオンライン・コンテンツ・ホストへの苦情や裁判所への裁判所命令の発令については、いずれも申立てが非常に容易で、その根拠に関する説明責任が、申立てを行う側にほとんど求められていないため、濫用のおそれがあるという意見が寄せられていた。また、誤った申立てやそれ以外の手違い等により削除された場合に、作成者の受ける被害（例えば、削除された内容に付されていた他の利用者からのコメントについても消滅してしまうこと等）に対する責任の所在や救済の方法に関する規定が存在していないことも問題点として指摘されていた⁽²¹⁾。

承認機関に関しては、その役割が曖昧であること、条文上、苦情受付の条件が緩やかすぎる（申立人側は、それが有害であると主張すればよく、問題のデジタル通信が、「通信の原則」に違反しているか否かについて言及する必要性⁽²²⁾は規定されていない。）ため、申立てが濫用されるおそれがあること等につき指摘があった⁽²³⁾。

(3) その他

害（有害）の定義については、あまりに幅が広すぎる点⁽²⁴⁾及び民事罰と刑事罰の場合で差異が設けられていないこと⁽²⁵⁾が、問題として指摘された。

自殺教唆が新たに刑法上の犯罪とされ、処罰の対象となること、また、有害デジタル通信に関しても、刑事罰が新たに創設されたことについては、14歳以上の未成年者も、これらの適用対象となるため、刑事罰が未成年者に対し、どのような影響を及ぼしうるか等について、より詳細な検討が必要であったとする意見が出された⁽²⁶⁾。

また、現在、対応が最も必要とされているのは、既存の法律で対応しにくい児童や生徒による深刻なネットいじめであることから、オーストラリアのような未成年者を標的としたネットいじめ行為に焦点を絞った立法を行うべきであるという指摘もなされていた⁽²⁷⁾。

裁判所命令で謝罪を命じることについては、謝罪は強制により行われる性質のものではないという意見もあった⁽²⁸⁾。

(20) Seymour, *op.cit.*(12); Jacinda Ardern, “Third Reading Speech, Harmful Digital Communications Bill,” *Parliamentary Debates (Hansard)*, Vol.706, 30 June 2015, p.4850. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/51HansD_20150630/b0a68346219d45dd00274e309bc30dbdfbe7213third>

(21) Auckland District Law Society, *op.cit.*(17); Microsoft New Zealand, *op.cit.*(13), p.6.

(22) 一方で、オンライン・コンテンツ・ホストへの苦情の申立て時には、当該のデジタル通信が違法であることや通信の原則に違反し、かつ、害を引き起こしたことに付き伝える必要があると規定されている（第24条第3項）。

(23) Yahoo! New Zealand, *A submission to the Justice and Electoral Committee in response to the Harmful Digital Communications Bill* 6 March 2014, pp.6-7. <http://www.parliament.nz/resource/mi-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A382799/0bd6e8a2be2dcd9e557ea9acf9dc6f30ac200157>

(24) Ardern, *op.cit.*(20); Facebook, *op.cit.*(13) p.10; “Table 1 Summary Assessment of Bill,” Google New Zealand, *op.cit.*(13)

(25) Seymour, *op.cit.*(12); Google New Zealand, *ibid.*

(26) Seymour, *op.cit.*(12); Justice and Electoral Committee, House of Representatives, *op.cit.*(19), p.6; Google New Zealand, *op.cit.*(13)

(27) Google, *ibid.*

(28) Seymour, *op.cit.*(12); New Zealand Press Council, *Submission to the Justice and Electoral Committee from The New Zealand Press Council on the Harmful Digital Communications Bill*, 6 March 2014, p.3. <http://www.parliament.nz/resource/en-nz/50SCJE_EVI_00DBHOH_BILL12843_1_A380326/5410cc134b7ebc1eeec6ab4a506c2b4a6b8beef75>

おわりに

「有害デジタル通信」として、これほど広範囲の通信を包括的に規制する立法は、他国でも、あまり類を見ない。今回の法案に唯一反対した ACT ニュージーランド党は、有害デジタル通信の中には、既存の刑法又は他の法律の改正等に対応できるものが多く、安易に新法で規制を行うことは拙速であると主張していた⁽²⁹⁾。

オンライン・コンテンツ・ホスト各社は、法案審議時に、委員会に対して提出した意見において、インターネット上での深刻なトラブルを防止するには、インターネット利用に関するユーザ教育が、非常に有効であることを強く訴えていた。特に、ネットいじめ等の防止・抑制には、未成年者に対する「デジタル世界における市民教育」が重要であると主張し、併せて、免責条項の運用、裁判所命令の発令等に際しては、インターネット世界の特異性に鑑み、第 17 条で規定されている技術的助言者の助言を適切に尊重することが重要であることも指摘した⁽³⁰⁾。

今後の法律の効果的な運用に当たっては、承認機関が、このようなオンライン・コンテンツ・ホストの意見を注意深く取り入れ、適切な協力関係を構築していくことができるか否かが、重要なポイントとなると思われる。

(いび みえこ)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。)

(29) Seymour, *ibid.*

(30) Yahoo! New Zealand, *op.cit.*(23), p.6.

2015年有害デジタル通信法（抄）
Harmful Digital Communications Act 2015 (2015 No 63)
2015年7月2日裁可

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 井樋 三枝子訳

【目次】

第1条 名称

第2条 施行

第1編 承認機関及び法執行

第1部 目的、解釈、国王及び通信の原則

第3条 目的

第4条 解釈

第5条 国王に対する拘束

通信の原則

第6条 通信の原則

第2部 法執行規定

承認機関

第7条 承認機関

第8条 承認機関の職務及び権限

第9条 委任のための承認機関の権限

第10条 承認機関の被用者の保護

地方裁判所に提起されうる案件

第11条 案件を提起しうる者

第12条 案件の〔審査〕開始条件

第13条 地方裁判所による承認機関への事項の差戻し

第14条 裁判所による承認機関への情報提供要求

手続

第15条 申請

第16条 聴聞及び証拠〔調べ〕の方法

第17条 技術的助言者

第18条 暫定命令

第19条 裁判所が発令することができる命令

第20条 裁判所による命令の変更又は解除

罪

第21条 命令を遵守しない罪

第22条 デジタル通信の投稿により引き起こされる害

* この邦訳は、ニュージーランド議会印刷局ウェブサイト掲載の“Harmful Digital Communications Act 2015” (Reprint as at 27 November 2015) <<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2015/0063/latest/whole.html>> を原文としたものであり、インターネット情報は、2016年2月29日現在である。なお、原文においてイタリック体及び太字で記載されている部分については、全てゴシック体を用いて訳出した。脚注は全て訳者によるものであり、訳文中の〔 〕は、訳者による補記である。

オンライン・コンテンツ・ホストの責任

第23条 ユーザにより投稿されたコンテンツに対するオンライン・コンテンツ・ホストの責任

第24条 特定コンテンツに対する責任からの保護を得るための過程

第25条 第24条に関する詳細規定

規定及び規則

第26条 規定

第27条 規則

第28条 他の法律の付随的改正（略）

第2編 デジタル通信の利用に関する他の法律の改正（略）

別表（略）

第1条 名称

この法律は、2015年有害デジタル通信法という。

第2条 施行

(1) 第22条から第25条まで及び第2編は、この法律が裁可された日の1日後から効力を発生する。

(2) 第(1)項以外のこの法律〔の条項〕は、次の第(a)号又は第(b)号のいずれか早い日から効力を発生する。

(a) 行政評議会⁽¹⁾の命令によりニュージーランド総督が指定する日

(b) この法律の裁可日から2年後の日

(3) 行政評議会は、第(2)項に基づき、1又はそれ以上の命令により、条項ごとに異なる〔施行〕日を指定することができる。

第2条第(2)項：第3条から第6条までは、2015年有害デジタル通信法施行命令（LI2015/248）⁽²⁾により、2015年11月27日から施行する。

第1編 承認機関及び法執行

第1部 目的、解釈、国王及び通信の原則

第3条 目的

この法律の目的は、次の第(a)号及び第(b)号とする。

(a) デジタル通信により個人に対し引き起こされる害の阻止、防止及び軽減

(b) 有害デジタル通信の被害者に対する迅速で効果的な是正手段の提供

第4条 解釈

この法律において、他に〔特定の〕文脈が求めない限り、次の用語の意味は、それぞれ定めるところによる。

申請者とは、第11条に基づき申請を行ういずれの者についてもいう。

(1) 行政評議会（Executive Council）は、国王の開封勅許状に基づいて設置され、総督が主宰する執行機関である。行政評議会の構成は、事実上、内閣と同一だが、行政評議会のメンバーではない閣内大臣も存在する。矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』（調査資料2003-2）国立国会図書館調査及び立法考査局，2003，p.150. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030207.pdf?contentNo=7&alternativeNo=>

(2) Harmful Digital Communications Act Commencement Order 2015 (LI 2015/248)

申請とは、第 15 条に基づく地方裁判所への申請をいう。

承認機関又は機関とは、第 7 条に基づき承認機関として指定される人、組織、省又は法的主体をいう。

最高責任者とは、当面の期間、この法律の運用に責任を有する省の最高責任者をいう。

被告とは、この法律に基づき、裁判所に対し申請又は裁判所により発令される命令に関し、請求又は発令される命令の対象者をいう。

デジタル通信とは、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に該当するものをいう。

(a) あらゆる形式の電子通信

(b) テキストメッセージ、文章、写真、絵、録音・録画又は電子的に通信される他の事項

害〔有害〕とは、深刻な精神的苦痛をいう。

個人とは、自然人をいう。

私的な映像記録とは、次の第 (a) 号をいい、第 (b) 号を含む。

(a) あらゆるメディアにおける、あらゆる装置を用いて作成される映像記録（例えば、写真、ビデオテープ又はデジタル図画）であって、当該記録の主題となる個人の認識又は同意の有無を問わず、次の (i) 又は (ii) を内容とするもの

(i) プライバシーの提供が合理的に期待されている場所又は状況下にある個人を記録しており、当該個人が、次に掲げるいずれかである場合のもの

(A) 裸又は生殖器、陰部、臀部若しくは女性の胸部の露出した、一部露出した若しくは下着しか身に着けていない状態

(B) 親密な性的行為に従事している状態

(C) 入浴、用便又は着衣若しくは非着衣での他の個人的な身体的行為

(ii) 個人の裸又は下着しか身に着けていない生殖器、陰部、臀部又は女性の胸部であって、次の (A) 又は (B) の状態であるもの

(A) 当該個人の衣服の中又は下から撮影されているもの

(B) そうすることが合理的ではない状況下で、当該個人の衣服を透過して撮影されているもの

(b) 保存又は保管することなく、リアルタイムで作成及び送信される私的な映像記録であって、次の (i) 又は (ii) の形式であるもの

(i) 物理的記録媒体の形式

(ii) いかなる装置又は物体による補助の有無を問わず、それを基に当該記録の再作成が可能である電子的形式

IPAP⁽³⁾とは、1994 年著作権法⁽⁴⁾第 122A 条第 (1) 項におけるものと同様の意味を有する。

大臣とは、あらゆる認証状の権限又は首相の権限に基づき、当面の期間、この法律の運用に責任を有する国務大臣をいう。

オンライン・コンテンツ・ホストとは、デジタル通信に関し、ユーザにより通信が投稿又はアクセスされるウェブサイト又はオンラインアプリケーションのような電子的検索システムの、当該部分への管理権を有する者をいう。

デジタル通信の投稿とは、次の第 (a) 号をいい、第 (b) 号を含む。

(3) インターネット・プロトコル・アドレス・プロバイダの略。

(4) Copyright Act 1994 (1994 No 143)

(a) 次の (i) 又は (ii) について、デジタル通信により、転送、送信、投稿、公表、流布又は他の通信を行うこと。

(i) 事実であるか否かを問わず、被害者についてのあらゆる情報

(ii) 他の個人の私的な映像記録

(b) 第 (a) 号において言及されるあらゆる事項についての実行の試み

プロフェッショナル・リーダー⁽⁵⁾とは、1989年教育法⁽⁶⁾第120条におけるものと同様の意味を有する。

登録された学校とは、1989年教育法第2条第(1)項⁽⁷⁾におけるものと同様の意味を有する。

第5条 国王に対する拘束

この法律は、[制度としての] 国王⁽⁸⁾[のいずれの資格又は能力] について [も] 拘束する。

通信の原則

第6条 通信の原則

(1) 通信の原則とは、次に掲げるとおりとする。

原則1

デジタル通信は、慎重に扱うべき個人についての私的な事項を開示してはならない。

原則2

デジタル通信は、脅迫的、どう喝的又は威嚇的なものであってはならない。

原則3

デジタル通信は、影響を受ける個人の立場にある通常人に対し、著しく攻撃的であってはならない。

原則4

デジタル通信は、淫ら又はわいせつであってはならない。

原則5

デジタル通信は、個人に対する嫌がらせのために用いられてはならない。

原則6

デジタル通信は、虚偽の主張を行ってはならない。

原則7

デジタル通信は、信頼に背いて公表された事項を含んではならない。

原則8

デジタル通信は、個人への害を引き起こす目的で、当該個人に対しメッセージを送信するよう他者を教唆又は助長してはならない。

原則9

デジタル通信は、個人が自殺を図ることを教唆又は助長してはならない。

原則10

(5) プロフェッショナル・リーダーとは、主に学校長等を指す。なお、2015年7月1日、2015年教育（改正）法（Education Amendment Act 2015 (2015 No 1)）第40条により、同条は廃止され、第348条が追加されている。

(6) Education Act 1989 (1989 No 80)

(7) 同条において定義される登録された学校とは、同法の規定に基づき登録された学校のほか、国営学校、パートナーシップ学校等をいう。

(8) この条文における国王（crown）とは、個々の君主ではなく、議会、大臣、公務員などが属する国家制度の中における機能としての国王を意味している。小山貞夫著編『英米法律語辞典』研究社、2011、p.272。

デジタル通信は、肌の色、人種、民族若しくは出身、信仰、性別、性的指向又は障害を理由に個人を中傷してはならない。

- (2) この法律に基づく職務の遂行又は権限の行使において、承認機関及び裁判所は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号を義務付けられる。
 - (a) 通信の原則への配慮
 - (b) 1990年ニュージーランド権利章典法⁽⁹⁾に含まれる表現の自由に合致した行為

第2部 法執行規定

承認機関

第7条 承認機関

- (1) ニュージーランド総督は、大臣の勧告に基づく行政評議会の命令により、次に掲げる全ての事項を行うことができる。
 - (a) この法律の目的のため、次に掲げる者を承認機関として指定すること。
 - (i) 人又は機関
 - (ii) 省
 - (iii) 国の機関
 - (b) 第8条第(1)項で特定される役割に追加する及びこの法律の目的に関する承認機関の職務の規定
 - (c) 報告要件、説明責任の手段又は承認機関が遵守すべき他の諸条件の規定
- (2) 第(1)項に基づき行政評議会の命令の作成を勧告する前に、大臣は、指定された者がこの法律に基づく承認機関の職務の一部又は全てを実行するための適切な知識、技能及び経験を有していることにつき認めていなければならない。
- (3) 承認機関は、第(1)項に基づく命令で定められる期間、職務に就く。
- (4) 人は、承認機関としての指定のみを理由として、1988年国家セクター法⁽¹⁰⁾又は1956年政府老齢年金資金法⁽¹¹⁾における国家の業務で雇用されている者とはみなされない。
- (5) 承認機関は、当該機関又は当該機関の委任を受けた者がこの法律に基づき遂行する職務に関しては、1975年オンブズマン法⁽¹²⁾、1982年公的記録法⁽¹³⁾及び2005年公文書法⁽¹⁴⁾に従う。

第8条 承認機関の職務及び権限

- (1) 承認機関の職務は、次に掲げるものとする。
 - (a) デジタル通信により個人に対し引き起こされた害についての苦情の受理及び審査
 - (b) 苦情の調査
 - (c) 苦情の解決のための助言、交渉、仲介、(必要に応じて)説得
 - (d) この法律の目的を達成するための国内及び国外のサービスプロバイダ、オンライン

(9) New Zealand Bill of Rights Act 1990 (1990 No 109)

(10) State Sector Act 1988 (1988 No 20)

(11) Government Superannuation Fund Act 1956 (1956 No 47)

(12) Ombudsmen Act 1975 (1975 No 9)

(13) Official Information Act 1982 (1982 No 156)

(14) Public Records Act 2005 (2005 No 40)

- ン・コンテンツ・ホスト及び（必要に応じて）公的機関との関係の構築及び維持
- (e) オンライン上の安全及びインターネット上の秩序のための教育及び政策に係る助言の提供
- (f) 第7条に基づく行政評議会の命令により規定される職務を含む、この法律により、又は基づき、当該機関に付与される他の職務の遂行
- (2) 承認機関は、他の制定法に従い、自己の職務の遂行を援助するとみなす、あらゆる情報の請求及び受理を行うことができる。
- (3) 承認機関は、次に掲げるいずれかであるとみなす場合は、苦情の調査を拒否し、又は調査を停止することができる。
- (a) 苦情がさ末な、不真面目な又は濫用的なものである場合
- (b) 苦情の内容又は性質が、いかなる個人の害も引き起こし得ない場合
- (c) 苦情の内容又は性質が、通信の原則に違反しない場合
- (4) 承認機関は、苦情の審査又は調査の過程において、当該事案の全ての状況を考慮し、さらなる措置が不要で不適切であると思われる場合は、当該苦情につき、さらなる措置を取らないことを決定できる。
- (5) 承認機関が、苦情につき、さらなる措置を取らないことを決定する場合は、苦情の申立人に対し、この法律に基づく命令を求めて地方裁判所に申請する同人の権利について、通知しなければならない。

第9条 委任のための承認機関の権限

- (1) 大臣の承認に従い、承認機関は、委任の権限以外のいかなる職務及び権限も、あらゆる者又は組織に対して委任することができる。
- (2) 承認機関は、いかなる職務又は権限の委任についても、その委任に先んじ、被委任者が、彼らの職務又は権限の実行のために適切な知識、技術及び経験を有していることにつき認めていなければならない。
- (3)(a) 委任は、書面によらなければならない。
- (b) 委任は、第7条第(5)項に基づく承認機関の責務に関する条件を含む、承認機関により適合するとして特定された制限と条件に従う。
- (c) 委任は、いつでも、書面により撤回可能である。
- (d) 委任は、承認機関による職務の遂行又は権限の行使を妨げない。
- (4) 委任された職務の遂行又は権限の行使を行う者又は組織は、委任によるのではなく、この法律により直接付与されたのと同様の方法及び同様の効果をもって、それらを行うことができる。
- (5) この条に基づき与えられる委任に基づき行為する者又は組織は、反対の証拠を欠くときは、[課せられた]条件に一致して行為していると推定される。
- (6) 当該委任に基づく被委任者のいかなる行為又は決定も、この法律に基づく承認機関の行為又は決定として取り扱われる。
- (7) 被委任者は、委任が適用される職務に関係して、承認機関が1975年オンブズマン法、1982年公的記録法及び2005年公文書法に従うことができるように承認機関から[提出される]全ての合理的な要請と条件を遵守しなければならない。

(15) Judicature Amendment Act 1972 (1972 No 130)

(16) Coroners Act 2006 (2006 No 38)

第 10 条 承認機関の被用者の保護

- (1) 承認機関が、省又は国の機関でない場合は、この条が適用される。
- (2) この条が適用される場合においては、当該承認機関の職務、任務又は誠意を持って行使又は行使しようとした、承認機関、その被委任者又は個人の作為又は不作為についても、承認機関又はその被委任者の被用者に対する民事訴訟は提起されない。
- (3) ただし、第 (2) 項は、1972 年法院改正法⁽¹⁵⁾ 第 4 条に基づき、承認機関による行使、行使の拒否若しくは提案又は目指された行使に関し、当該法律の意味するところの範囲内であるか、又は当該法律の執行に影響を及ぼすかについて、ある者が検証の申請を提起することを妨げるものではない。

地方裁判所に提起されうる案件

第 11 条 案件を提起しうる者

- (1) 次に掲げるいずれの者も、第 18 条又は第 19 条に基づく命令を求め、地方裁判所に申請することができる。
 - (a) 自己がデジタル通信の結果としての被害を受けた、又は被害を受ける可能性があるとし立てる個人（影響を受ける個人）
 - (b) 当該影響を受ける個人を代理する親又は保護者
 - (c) 当該影響を受ける個人が、登録された学校の児童・生徒であり、案件を提起することについて、プロフェッショナル・リーダー又はプロフェッショナル・リーダーから委任を受けた者に対し同意している場合は、当該学校のプロフェッショナル・リーダー又はその被委任者
 - (d) デジタル通信が個人の安全への脅威を与え続けている場合は、警察
- (2) 検視官長は、2006 年検視官法⁽¹⁶⁾ の規定に違反するデジタル通信については、第 18 条又は第 19 条第 (1) 項第 (a) 号若しくは第 (b) 号又は第 (2) 項第 (a) 号に基づく命令を申請することができる。

第 12 条 案件の〔審査〕開始条件

- (1) 第 11 条第 (1) 項第 (a) 号から第 (c) 号までのいずれかにおいて言及される申請者は、承認機関が通信についての苦情を先に受理しておらず、当該苦情の審査のための合理的な機会を有していない限り、デジタル通信に関連する第 18 条又は第 19 条に基づく命令の申請を行ってはならず、また、（それがあつた場合は）どのような行為を取るべきかを決定してはならない。
- (2) いかなる事案においても、地方裁判所は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号を満たさない限り、第 11 条第 (1) 項第 (a) 号から第 (c) 号までのいずれかにおいて言及される申請者からの第 18 条又は第 19 条に基づく命令の申請を認めてはならない。
 - (a) 通信の原則につき、1 又は 2 以上の深刻な違反が発生しうる脅威、深刻な違反又は度重なる違反があつたこと。
 - (b) 当該違反が、個人への害を引き起こした、又は引き起こす可能性があること。
- (3) 地方裁判所は、自ら主導し、第 11 条第 (1) 項第 (a) 号から第 (c) 号までのいずれかに

(17) 原語は natural justice である。

において言及される申請者からの申請を、当該申請がさ末な若しくは濫用的なものであるか、又は他の理由により第 (2) 項における開始条件を満たしていないとみなす場合は、聴聞を行わず却下することができる。

- (4) 地方裁判所は、自ら主導し、当該事件の全ての状況に関して配慮した結果、当該申請を却下すべきであると認める場合は、第 11 条に基づく警察からの申請を却下することができる。

第 13 条 地方裁判所による承認機関への事項の差戻し

- (1) この条は、地方裁判所が、承認機関により既に受理済みの苦情の内容から生じる、第 11 条に基づく申請を検討する場合に適用される（当該苦情が第 12 条第 (1) 項に基づく審査を経ているか否かを問わない。）。
- (2)(a) 地方裁判所は、（調停を通じたものかそれ以外のいずれであっても）当該苦情を解決するための試みがなされたか否かを考慮に入れなければならない。
- (b) 地方裁判所は、当事者及び承認機関により、当該事案の解決に際しての試み又はさらなる試みが、次に掲げるいずれかであると認めない限り、当該案件の [取扱いの] 延期又は承認機関への差戻しを行うことができる。
- (i) 当該事案の解決に、建設的に貢献しないこと。
- (ii) 当該状況において、公共の利益とならないこと。
- (iii) 当該裁判所における手続を妨げること。

第 14 条 裁判所による承認機関への情報提供要求

- (1) 地方裁判所又は当該裁判所の補助裁判官又は副補助裁判官は、当該裁判所に認めさせることを目的として、第 12 条及び第 13 条で言及される全ての事案について承認機関に情報提供を要求できる。
- (2) 承認機関は、（それがある場合は）裁判所の規則により規定される書式をもって、当該情報を提供しなければならない。

手続

第 15 条 申請

- (1) 第 18 条又は第 19 条に基づくいかなる命令のための申請も、次の第 (a) 号及び第 (b) 号 [の形式] でなければならない。
- (a) 地方裁判所への提訴
- (b) （それがある場合は）所定の書式
- (2) 地方裁判所は、送達に関して指示を与えることができ、また、当該状況においてそうすることが適切であるとみなす場合は、自然的正義⁽¹⁷⁾の原則を考慮し、事前通告なしに申請を検討することができる。
- (3) 申請に関しては、費用は不要とする。

第 16 条 聴聞及び証拠 [調べ] の方法

- (1) 地方裁判所は、特定の事案の状況を考慮し、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるように、申請が判定されるよう指示しなければならない。

(18) District Courts Act 1947 (1947 No 16)

- (a) 提出された書類にのみ基づくこと。
- (b) 口頭でなされる方法を含み、聴聞によること。
- (2) 地方裁判所は、当該手続の間、当事者の一方に対し相手方の身元を開示しないよう当事者の匿名性を保つと考えられる、いかなる方法による申請も取り扱うことができる。
- (3) 地方裁判所は、当該案件において行われるいかなる決定にも、理由を付さなくてはならない。
- (4) 当該決定は、理由も含め、公表されなければならない。
- (5) 第(3)項及び第(4)項は、第(2)項に従う。
- (6) 地方裁判所は、裁判所において、他に証拠又は情報が許容されるか否かにかかわらず、この法律に基づきいかなる手続についても効果的に扱うことに資すると考えられる、あらゆる証拠又は情報を受理することができる。

第17条 技術的助言者

- (1) 地方裁判所又は高等法院は、場合に応じて、第19条に基づく命令のための申請又は1947年地方裁判所法⁽¹⁸⁾第72条に基づく全ての上訴を検討及び判定する際に、それを援助するための技術的助言者を指名することができる。
- (2) 技術的助言者の任務は、次の第(a)号及び第(b)号である。
 - (a) 当該裁判所での同席
 - (b) 当該裁判所の臨時構成員として行う、あらゆる事項について、第(4)項に従うこと。
- (3) 当該裁判所又は当該裁判所の補助裁判官若しくは副補助裁判官は、当該裁判所が、第19条第(2)項第(a)号若しくは第(b)号若しくは第(3)項又は第(4)項第(a)号に基づく命令のための申請を検討する場合は、技術的助言者を指名しなければならない。
- (4) 裁判官は、自己が適切と考える技術的助言者のいかなる助言も重んじることができるが、裁判官は、独自で申請又は上訴の判定をしなければならない。
- (5) 大臣は、この条に基づく技術的助言者として指名されうる者の助言者名簿を維持しなければならないが、助言者名簿に氏名が掲載された者のみ、この条に基づく技術的助言者として指名されることができる。
- (6) 技術的助言者は、5年間は、助言者名簿〔掲載者〕として指名されることができ、当該指名は、次に掲げるいずれかの状態となったとき、終了する。
 - (a) 当該者が再指名されたとき
 - (b) 当該者の後任者が指名されたとき
 - (c) 当該者が、大臣により書面で、当該者が再指名されないこと及び当該者の後任者が指名されないことを通知されたとき
 - (d) 当該者が、大臣に対し書面による通知により辞職したとき
 - (e) 当該者が、当該者の任務の遂行に対し影響を及ぼす能力の欠如若しくは任務の懈怠又は非行が、理由として〔十分であると〕認められ、大臣により助言者名簿から削除されたとき
 - (f) 当該者が死亡したとき
- (7) 最高責任者は、技術的助言者に対し、大臣が随時決定した報酬及び手当を支払わなければならない。

第18条 暫定命令

- (1) 地方裁判所は、そうすることが望ましいとみなす場合は、第19条に基づく命令の申請の判定を保留するいかなる暫定命令も与えることができる。

- (2) この条に基づく暫定命令は、第19条に基づく命令により行われうる、いかなることも可能とし、同条に基づく申請が判定されたときに失効する。

第19条 裁判所が発令することができる命令

- (1) 地方裁判所は、申請に対し、次に掲げる命令のうち、1又はそれ以上を、被告に対して発令することができる。
- (a) 書込みを削除又は無効化させる命令
 - (b) 被告に問題の行為を停止又は控えさせる命令
 - (c) 被告に、当該の影響を受ける個人に向けられる類似の通信に、他の者が携わることがを助長させない命令
 - (d) 訂正を公表させる命令
 - (e) 影響を受ける個人に対し、当該命令において裁判所が特定するあらゆる方法で、反論の権利を与える命令
 - (f) 謝罪を公表させる命令
- (2) 地方裁判所は、申請に対し、次に掲げる命令のうち、1又はそれ以上を、オンライン・コンテンツ・ホストに対して発令することができる。
- (a) 投稿又は送信された書込みへの一般からのアクセスを削除又は無効化させる命令
 - (b) 匿名又はハンドルネームによる通信の作成者の身元を裁判所に対し開示させる命令
 - (c) 当該命令において裁判所が指定する方法で、訂正を公表させる命令
 - (d) 当該命令において裁判所が指定する方法で、影響を受ける個人に対し反論の権利を与える命令
- (3) 地方裁判所は、申請について、当該裁判所に匿名による通信の身元を開示させる命令を、IPAPに対し発令することができる。
- (4) 当該裁判所は、次に掲げるもののうち、1又はそれ以上を行うことができる。
- (a) 他の者が、当該影響を受ける個人に対する有害デジタル通信に携わることがを促されていたことにつき証拠が存在する場合は、第(1)項又は第(2)項で規定される命令を、当該指示において指定する他の者に対し適用する指示を出すこと。
 - (b) 通信が、通信の原則に違反しているという宣言をすること。
 - (c) 特定の当事者の氏名を隠すよう命じること。
- (5) 命令を発令するか否かの、及び命令の形式の決定において、当該裁判所は、次に掲げるものを考慮に入れなければならない。
- (a) 当該通信の内容及びそれにより引き起こされる又は引き起こされうる害のレベル
 - (b) 通信者の目的。特に、当該通信により害を引き起こすことを意図していたか否か。
 - (c) 当該通信の状況、文脈及び内容
 - (d) 本来の当事者を越えて当該通信が流布した範囲
 - (e) 当該影響を受ける個人の年齢及び脆弱性
 - (f) 陳述の真否
 - (g) 当該通信が公益にかなうか否か
 - (h) 引き起こされた害を最小限にするための被告によるあらゆる試みを含む、被告の行動
 - (i) 当該影響を受ける個人又は原告の行動
 - (j) 命令の技術上及び運用上の実用性及び費用

- (k) 当該命令に従う個人又は他の者の適切性
- (6) この条に基づきいかなることを行う場合も、当該裁判所は、1990年ニュージーランド権利章典法に含まれる表現の自由に合致して行為しなければならない。

第20条 裁判所による命令の変更又は解除

- (1) 第18条又は第19条に基づく命令を得る申請者又はその命令に関するいかなる他の当事者も、第(2)項に基づく命令を申請することができる。
- (2) 地方裁判所は、命令により、第18条又は第19条に基づき発令される命令につき、次に掲げるいずれも行うことができる。
 - (a) 当該命令の存続期間の変更
 - (b) 当該命令のあらゆる条件の変更
 - (c) 当該命令の解除
- (3) 当該裁判所は、第(2)項第(a)号又は第(b)号において言及される命令を、申請者による申請の有無にかかわらず、自ら主導し、発令することができる。

罪

第21条 命令を遵守しない罪

- (1) 合理的な免責事由なく、第18条又は第19条に基づき発令された命令を遵守しない場合は、その者は罪を犯している。
- (2) この条に反する罪を犯す者は、次の第(a)号又は第(b)号の有罪判決を受ける。
 - (a) 自然人の場合、最長6か月の拘禁刑又は最高5千ドルの罰金刑
 - (b) 法人の場合、最高2万ドルの罰金刑

第22条 デジタル通信の投稿により引き起こされる害

- (1) 次に掲げる全てを満たす場合は、これに関与した者は罪を犯している。
 - (a) 当該者が、被害者に害を引き起こす意図で、デジタル通信を投稿する場合
 - (b) 当該通信の投稿が、通常人に対し被害者としての害を引き起こしうる場合
 - (c) 当該通信の投稿が、当該被害者に害を引き起こす場合
- (2) 投稿が害を引き起こしうるか否かの判定において、当該裁判所は、次に掲げるいずれをも含み、それに関連するとみなされるいかなる要因についても、考慮に入れることができる。
 - (a) 用いられている言葉の過激さ
 - (b) 当該被害者の年齢及び性質
 - (c) 当該デジタル通信が匿名のものであったか否か
 - (d) 当該デジタル通信が繰り返されていたか否か
 - (e) 当該デジタル通信の流通の範囲
 - (f) 当該デジタル通信の真否
 - (g) 当該デジタル通信がおかれた文脈
- (3) この条に反する罪を犯す者は、次の第(a)号又は第(b)号の有罪判決を受ける。
 - (a) 自然人の場合、最長2年の拘禁刑又は最高5万ドルの罰金刑
 - (b) 法人の場合、最高20万ドルの罰金刑
- (4) この条において、被害者とは、投稿されたデジタル通信の標的である個人をいう。

対照：1961年公法律第43号第216G条；ミシガン州刑法（1931年）第750.411条

オンライン・コンテンツ・ホストの責任

第 23 条 ユーザにより投稿されたコンテンツに対するオンライン・コンテンツ・ホストの責任

- (1) 第 24 条は、オンライン・コンテンツ・ホストが同条の規定に従う場合の、ある者により投稿され、かつ、オンライン・コンテンツ・ホストによりホスティングされたデジタル通信の特定のコンテンツに関連した当該ホストに対する保護を規定する。
- (2) 第 24 条をオンライン・コンテンツ・ホストが利用しない事実それ自体は、当該の特定のコンテンツをホスティングしたことへの民事又は刑事責任を発生させない。
- (3) 第 24 条は、当該の特定のコンテンツのホスティングに関連して、当該オンライン・コンテンツ・ホストが、他で得られるいかなる権利及び抗弁（例えば、コンテンツの削除又は契約上の免責若しくは他の利用規約の作成、行使若しくは利用）にも影響を与えない。
- (4) この条は、第 25 条第 (5) 項に従う。

第 24 条 特定コンテンツに対する責任からの保護を得るための過程

- (1) オンライン・コンテンツ・ホストが、次の第 (a) 号及び第 (b) 号である場合、当該オンライン・コンテンツ・ホストは、当該の苦情が申し立てられたコンテンツ（特定コンテンツ）に関連するいかなる民事又は刑事訴訟手続も提起されることはない。

(a) 特定コンテンツに関する苦情の通知を受理する場合

(b) 第 (2) 項を遵守する場合

- (2) この項の条件は、次に掲げるものとする。

作成者への苦情の通知のためのホスト

(a) オンライン・コンテンツ・ホストは、実行可能な限り速やかに、ただし、苦情の通知の受理後 48 時間以内に、次の (i) 及び (ii) を行わなければならない。

(i) 当該ホストが、当該苦情の申立人が作成者に対し自己の身元を特定する個人情報を提供することに同意しない場合は、その情報を隠す変更を施した上で、当該苦情の通知を当該特定コンテンツの作成者に提供すること。

(ii) 当該作成者が、その通知の受理後 48 時間以内に返信を提出できることを通知すること。

(b) ホストが、合理的な段階を踏まえて実行した結果、（例えば、当該作成者の身元が不明であるという理由により）当該作成者に連絡を取ることができない場合は、当該ホストは、それらの段階を踏んだ後、実行可能な限り速やかに、ただし、苦情の通知の受理後 48 時間以内に、特定コンテンツを削除又は無効化しなければならない。

コンテンツの削除に同意する作成者の返信

(c) 当該作成者が、第 (a) 号に基づく当該ホストの通知の受理後 48 時間以内に、当該特定コンテンツの削除に同意する有効な返信を提出する場合、当該ホストは、当該返信の受理後、実行可能な限り速やかに、当該特定コンテンツを削除又は無効化しなければならない。

コンテンツの削除への同意を拒否する作成者の返信

(d) 当該作成者が、第 (a) 号に基づく当該ホストの通知の受理後 48 時間以内に、当該特定コンテンツの削除への同意を拒否する有効な返信を提出する場合、当該ホストは、当該返信の受理後、実行可能な限り速やかに、次の (i) 及び (ii) を行った上で、

当該特定コンテンツを、そのまま残さなければならない。

- (i) 当該苦情の申立人に対し、当該作成者の決定を通知すること。
- (ii) 当該作成者が同意する場合は、当該作成者の身元を特定する個人情報を当該苦情の申立人に提供すること。

有効な返信の提出ができない作成者

- (e) 当該作成者が、(返信の提出ができない場合又は無効な返信を提出した場合のいずれであっても) この条に従った有効な返信を提出しない場合は、当該ホストは、実行可能な限り速やかに、第 (a) 号に基づく当該作成者への通知後 48 時間以内に、当該特定コンテンツを削除又は無効化しなければならない。
- (3) 苦情の通知は、次に掲げるいずれも含んでいなければならない。
 - (a) 当該苦情の申立人の氏名、電話番号、実際の住所及び電子メールアドレスの記載
 - (b) 当該特定コンテンツの記載及び当該特定コンテンツへの苦情の申立てを検討する根拠となった、次の (i) 及び (ii) に関する説明
 - (i) 当該特定コンテンツが違法であること。
 - (ii) 通信の原則の 1 又はそれ以上に違反し、かつ、害を引き起こしたこと。
 - (c) 当該特定コンテンツの所在が、十分に容易に特定されること。
 - (d) 当該作成者に対する当該苦情の申立人の身元を特定する個人情報の開示に同意するか否かの記載
 - (e) 当該苦情の申立人が関連するとみなす他の情報
- (4) 返信は、次に掲げるいずれも含んでいなければならない。
 - (a) 当該作成者の氏名、電話番号、実際の住所及び電子メールアドレスの記載
 - (b) 当該苦情の申立人に対する当該作成者の身元を特定する個人情報の開示に、当該作成者が同意するか否かの記載
 - (c) 当該作成者が、当該特定コンテンツの削除に同意するか否かの記載
- (5) オンライン・コンテンツ・ホストは、この項に基づく申請により発令された地方裁判所裁判官又は高等法院裁判官の命令による場合を除き、当該苦情の申立人又は作成者の、1993 年プライバシー法⁽¹⁹⁾ 第 6 条における情報プライバシー原則の原則 11(e) (iv)⁽²⁰⁾ に基づくいかなる個人情報も開示してはならない。
- (6) 第 (5) 項におけるいかなる事項も、1993 年プライバシー法における他の規定の適用に影響を与えない。
- (7) この条は、第 25 条第 (5) 項に従う。

第 25 条 第 24 条に関する詳細規定

- (1) 承認機関は、苦情の申立人のために第 24 条に基づく苦情の通知を提出すること及び当該苦情に関する申立人に対し助言及び援助を提供することができる。
- (2) 第 24 条によりオンライン・コンテンツ・ホストに与えられる保護は、同条において規定する方法による特定コンテンツについての当該ホストへのユーザからの連絡を容易にする簡便アクセスのための仕組みを、当該ホストが提供しない場合は適用されない。

(19) Privacy Act 1993 (1993 No 28)

(20) 1993 年プライバシー法第 6 条は、次の 12 項目の情報プライバシー原則を規定している。個人情報の収集 (原則 1~4)、個人情報の安全な格納 (原則 5)、個人情報へのアクセスと訂正の要求 (原則 6~7)、個人情報の正確性 (原則 8)、個人情報の保持 (原則 9)、個人情報の利用と開示 (原則 10 及び 11)、行政機関が個人に対して付与する一意の識別子の使用 (原則 12)。原則 11 は、個人情報の開示の制限に関するものである。

- (3) 第 24 条によりオンライン・コンテンツ・ホストに与えられる保護は、特定コンテンツを提供する当該者が、当該オンライン・コンテンツ・ホストのために又はその指示により、当該特定コンテンツを提供する場合は適用されない。
- (4) この条又は第 23 条若しくは第 24 条におけるいかなる事項も、次に掲げるいずれに対しても影響を与えない。
- (a) 2011 年刑事訴訟法⁽²¹⁾ 第 211 条
 - (b) 2000 年保釈法⁽²²⁾ 第 19 条
 - (c) 1994 年著作権法に基づく著作権責任又は [それに関する] 手続
 - (d) 第 24 条を明確に覆す制定法
- (5) この条又は第 23 条若しくは第 24 条におけるいかなる事項も、自分以外の他者により投稿又は当該オンライン・コンテンツ・ホストによりホスティングされたデジタル通信のコンテンツに関する差止命令による救済についての個人の権利を制限しない。

規定及び規則

第 26 条 規定

ニュージーランド総督は、行政評議会の命令により、次に掲げる目的の全て又はいずれかについての規定を制定することができる。

- (a) 承認機関より先に、この法律に基づく事項の実施のための運用と手続を規定するため
- (b) 運営のために又は十分な効力を持たせるために必要な場合、この法律が予期している他の事項を規定するため

第 27 条 規則

- (1) 1908 年法院法⁽²³⁾ 第 51C 条及び 1947 年地方裁判所法第 122 条第 (1) 項に基づく裁判所規則の制定権限には、この法律により付与された管轄権の行使における裁判所の運用及び手続を規定する規則の制定のための権限を含む。
- (2) 第 (1) 項の総論を制限することなく、同項に一致して制定された規則は、次に掲げる事項を規定することができる。
- (a) この法律に基づく適用及び命令の様式
 - (b) 第 14 条の目的のための様式
 - (c) 地方裁判所に先んじた、この法律に基づく事項の実施のための運用及び手続

第 28 条 他の法律の付随的改正（略）

第 2 編 デジタル通信の利用に関する他の法律の改正（略）

別表（略）

（いび みえこ）

（本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。）

(21) Criminal Procedure Act 2011 (2011 No 81)

(22) Bail Act 2000 (2000 No 38)

(23) Judicature Act 1908 (1908 No 89)